

令和8年度福祉除雪サービス業務 仕様書

1. 委託業務の名称

令和8年度福祉除雪サービス業務

2. 目的

自力で自宅回りの除排雪が困難な高齢者世帯等に対し、早朝の道路除雪によって居宅の出入口前に堆積した雪を取り除く「福祉除雪サービス業務」を委託するものである。

3. 履行期間

令和8年12月1日から令和9年3月31日まで

利用決定したすべての世帯（各受注者の担当世帯）に上記の期間（除雪車の稼働日）サービスを実施する。

4. 委託業務の概要等

(1) 対象世帯

湯沢市福祉除雪サービス事業実施要綱第9条により市長が利用の決定をした世帯

(2) 業務内容

ア. 高齢者世帯等の居宅に作業員を派遣し、早朝の道路除雪によって居宅の出入口前に堆積した雪を1メートルから1.8メートルの幅で除去する。

イ. 居宅の出入口から道路までの除排雪は行わないものとする。ただし、利用者の申し出により受注者が了解した場合で、出入口の幅が調整できる場合は、この限りでない。

(3) 作業時間及び作業回数

受注者は、朝に除雪車が稼働した日の午前7時から午前11時までの間に作業を実施するものとする。また、作業は1日につき1回とする。

(4) 作業時間調整

受注者は、利用者と作業時間の調整を行い、業務を実施するものとする。

(5) 留意事項

受注者は、作業員の安全確保に努めるとともに、業務の実施状況を利用者が確認できる方法をとるものとする。

5. 業務委託料単価

1回1世帯当たり 1,474円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

6. 利用者負担金

(1) 1世帯につき1年度8,000円とする。

(2) 受注者は、利用者負担金を業務委託料の一部として、サービス開始前に年度分を一括して収受する。

(3) 受注者が利用者負担金を収受後、上記「3. 履行期間」のサービス履行期間開始前に利用者の死亡、転出または利用申込みの撤回その他の理由により利用者がサービスを利用しないこととなった場合には、受注者は利用者またはその家族等に対し利用者負担金を返金する。

(4) 作業回数の僅少その他の理由により、収受した利用者負担金の合計額から履行期間の全てを通した委託料の合計額を差し引いた金額に残額が生じた場合には、受注者は、当該残額を市へ納付する。

7. 委託料の請求

- (1) 受注者は、業務委託料単価に作業回数に乗じて得た額の合計から、利用者から収受した利用者負担金の合計額を差し引いた後の金額を、業務実施月の翌月15日までに請求する。なお、上記金額が0円以下となる月については請求を行わず、利用者負担金の合計額から当該月の委託料の合計額を差し引いた後の金額を、翌月の請求額の算出の際に翌月の委託料の合計額から差し引くものとする。
- (2) 受注者は、上記の請求に併せて、業務実施月の利用者名、実施日時等が記載された就業実績表と請求額計算様式を添付し提出すること。請求を行わない月については、就業実績表と請求額計算様式を提出すること。
- (3) 発注者は、請求書を受領した後、内容を審査し適正であると認められたときは、その翌日から起算して30日以内に委託料を支払う。

8. 資格要件

本業務を受注する要件は、次の全てに該当する者とする。

- (1) 公益社団法人湯沢市シルバー人材センター、市内の町内会・NPOその他の団体等、物品等入札参加資格者名簿（市内）登載者又は、小規模修繕等契約登録名簿登載者であること。
- (2) 市内に活動拠点を置いており、有償または無償を問わず、一般世帯を対象とした除排雪活動の実績があること。
- (3) 履行期間を通じて確実に業務を行うことができるよう、十分な作業員数を確保できること。
- (4) 業務の作業中の事故により作業員が傷害を負った場合について補償する保険に加入していること。

9. その他

- (1) 受注者が複数となった場合には、各受注者の作業可能範囲、対応可能世帯数や利用者の住所等の事情を考慮して、発注者が各受注者の作業対象世帯を割り振るものとする。なお、各種事情を考慮し割り振った結果、希望する作業対象世帯数に満たない場合がある。
- (2) 受注者は、利用者の心身の状況、家庭環境等、業務に伴い知り得た情報を他に漏らしてはならない。受注者でなくなった後も同様とする。

10. 応募申請書受付期間

令和8年9月7日（月）から10月16日（金）まで

※応募申請書等に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて提出する。

11. 申請書提出先

湯沢市役所 長寿福祉課高齢福祉班（本庁舎1階）

12. 受注者の決定方法

書類審査による

13. 担当・問い合わせ先

長寿福祉課高齢福祉班 担当：由利 電話73-2123